

摂 津 市 議 会

総務常任委員会記録

平成29年6月15日

摂 津 市 議 会

目 次

総務常任委員会

6 月 1 5 日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第 3 2 号所管分の審査-----	2
質疑（野口博委員、村上英明委員）	
議案第 5 6 号の審査-----	4
質疑（野口博委員）	
議案第 5 3 号の審査-----	4
質疑（野口博委員）	
採決-----	5
閉会の宣告-----	5

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成29年6月15日（木）午前 9時58分 開会
午前10時16分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 福住礼子 委員 野口 博
委員 村上英明 委員 中川嘉彦

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市長公室長 山本和憲 同室次長 大橋徹之
人事課長 浅尾耕一郎
総務部長 井口久和 同部次長兼市民税課長 橋本英樹
防災管財課長 古賀順也 財政課長 谷内田修

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局次長代理 田村信也

1. 審査案件（審査順）

議案第32号 平成29年度摂津市一般会計補正予算（第1号）所管分
議案第56号 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
議案第53号 摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから、総務常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は、お忙しいところ、総務常任委員会を開催していただきまして大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で総務常任委員会に付託されました案件についてご審査をいただくわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

一旦、退席させていただきます。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、福住委員を指名します。

審査の順序につきまして、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第32号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 基本的な問題について副市長にお考えを確認しておきたいと思いますが、歴史的に摂津市が不交付団体であったというところで、たばこ販売業者が摂津市役所の食堂に設けた自動販売機について、平成18年度からたばこ税が摂津市

に入ってきました。奨励金を3億円程度出していた時期もありました。そういう中で納付がとまったということでありましたけれども、平成28年分として今回入ってきたというところで、税制改正によって課税定額の2倍を超えた部分については大阪府に交付をするというところから、今回の補正予算で3億円という金額を国勢調査の数値をもとに出してきたと思いますけれども、たばこ税のいろいろなシステムがありますし、財政的にいろいろお考えがあらうかと思えますけれども、市としてもたばこ税が入ればそれにこしたことはないですし、今回は入らないと思っていたのが入ってきましたので、そういう点で過去の経過からして、そこにどういう意図があったかどうか、過去の経過からすれば一定そういう業者への対応が行政としてあったのかなと思っております。今後の問題もありますので、その辺は摂津市としてそういうところについてどういう対応をするのか、一言お聞きしておきたいと思えます。

○三好義治委員長 副市長。

○奥村副市長 それでは、私のほうから答弁させていただきますと思います。

たばこ税の中には国税と地方税がございます。他の税と比べまして、固定資産税が一番確実というか、安定した税源であろうというふうに思っておりますが、例えば法人税等々につきましては景気の変動でかなり増減をするという意味からしますと、たばこ税については一定の安定した税源であることには間違いありませんが、ただ、近年の受動喫煙の問題とか、あるいは禁煙というような形でかなりたばこ離れが進んでおります。ちなみに平成元年で見ますと、男女合わせまして32.4%の喫煙率、それが最近の平成26年でいきますと2

0.3%ということで、約3分の1減っております。国ではたばこの受動喫煙対策の強化を目的とする健康増進法の改正法案が今国会での提出が見送られましたが、今後、オリンピックを目指してそういう動きが加速していくであろうと思っております。そういう意味からしますと、現在、8億円弱ぐらいの通年ベースで入っている市たばこ税は今後減っていくであろうというふうに思っております。

委員がご指摘の平成18年度のときには奨励金を出しながら誘導したことは確かでございます。ただ、国のほうが法改正で都道府県への交付分を課税定額の3倍を超えた部分から課税定額の2倍を超えた部分にするなど、非常に制約をかけてまいっております。たまたま去年、平成28年度、多額なたばこ税が入っておりますが、これとても奨励金を出して、あるいはそれに近いお金で誘導したわけではなく、業者が何らかの形で市のほうに税金を納められたということで思っております。今後につきましては、今までの奨励金、これを復活するようなことは決して考えておりませんし、多額の納税があればそれなりに財源の充当にはかなりの貢献をされますので、業者がそういうことで納められるのであれば何も拒むことはないであろうと私どもは思っております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 奨励金の問題を言っているわけではありませんけれども、何かその辺の対応方法があるならば一度検討してほしいということで注文をつけておきます。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 野口委員の質疑で、たばこ税に関して総論的に聞かれたのですが、

今回は3億円という端数の無い数字で予算計上をされているという中で、これから詳細な金額が決まってくるんだと思うのですが、今のところつかんでおられる大体これぐらいの金額だろうという金額がわかれば教えていただきたいのと、それと大阪府へ交付するということになるかと思うのですが、その時期的なもの、スケジュール的なものについてもお聞きします。

○三好義治委員長 橋本次長。

○橋本総務部次長 今回の予算計上に関する説明をさせていただきます。

まず、摂津市の課税定額を算出するに当たりまして、前々年度の全国の市町村たばこ税額の合計額が既に官報で示されております。これが9,361億円ほどありまして、それに基づきまして、市民1人当たりの税額を算出しますけれども、この基礎となる数値につきましては直近の平成27年の国勢調査の数値で算出することとなっております。それが6月中旬以降に発表されます。ですので、予算計上に際しましては、平成22年の国勢調査の数値をベースに推移を換算しながら全国のたばこ消費基礎人口、そして、摂津市のたばこ基礎人口等に関しましては昼間人口等が加味されますので、そういった数値をもとに算出しまして、課税定額を積算し、14億560万円と算出しております。もとに戻りまして、平成28年度の市たばこ税の決算見込みでございますが16億9,752万円、その差し引きをいたしますと2億9,100万円ほど出ます。そういった形と今後その推計に当たって、ある程度概算の推計でございますので、交付額に不足額が生じないように3億円を今回補正計上させていただいた次第でございます。

あと、大阪府への交付ですが、これは7

月末までに交付手続をすることになっております。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 交付の時期については7月末ということと、あと平成27年の国勢調査の関係であるとか、その辺のタイミングは6月中旬以降ということになってくるというお話でございました。私の認識なんですけれども、平成22年の国勢調査からすれば平成27年の国勢調査というのは若干人口がふえているんだろうと思うわけなのですが、その辺で算定ミスなどがないように適正な算定で交付漏れや遅れがないように要望しておきたいと思えます。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時8分 休憩)

(午前10時9分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第56号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 今回、高額所得者に対する明渡請求にかかわって、自治体の判断でできるという条項が公営住宅法に追加された関係で、条例の引用条文の項ずれが起こることによる改正でありますけれども、この高額所得者に対する明渡請求の根本問題として、公営住宅については低家賃で、提供するというのは基本であります。そういうことと照らし合わせて、これまでいろいろ努力はされてきたと思えますけれども、その辺の原点をいつも念頭に置いてい

ただいて、今の社会の実態として国民生活もどんどんしんどくなってきましたので、家庭を取り巻くいろいろな情勢の変化もありますので、実態に応じて対応していただくところをぜひ押さえていただいて進めていただきたいということをお願いしておきます。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時11分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第53号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 理解する意味で、1点だけ質問をさせていただきます。

民間で働いている方が退職した場合には当然、雇用保険に基づく失業手当があります。それと比較して、公務員が退職した場合に退職金がありますけれども、雇用保険の適用はありません。雇用保険法の改正によって、その関係の差額についてきちんと対応しようということでもあります。その点で若干お尋ねしますけれども、例として20代の方で職員として4年間在籍した場合、民間と公務員を比べた場合に、受け取れる金額にどれぐらいの差が生じるのか教えていただきたいと思います。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁させていただきます。

民間との比較ということでございますけれども、公務員の失業者の退職手当とい

うのは、民間の労働者で失業された場合に給付をされるその給付額に、退職時に支給される退職手当額が満たない場合、その差額を失業者の退職手当として支給をしているものということでございます。仮に4年在職期間がございまして20代の方、これは退職手当の額によって異なるんですけれども、あくまで一例として概算でお答えをさせていただきますと、退職手当額でおよそ40万円で、求職をする際の失業手当として43万円ということになります。ですので、この差額分の3万円が退職者の失業給付として支給されるということになります。

○三好義治委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時15分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決をします。

議案第32号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第53号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第56号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会を閉会します。

(午前10時16分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三 好 義 治

総務常任委員 福 住 礼 子